

共 済 だ よ り

KYOSAI!

Yamaguchi



秋吉台(美祿市)

新組合会議員・役員決まる 2

退職予定のみなさんへ 4

被扶養者の収入にご注意を! 6

入学・修学貸付のご案内 8

平成23年度人間ドック 9

年金学校 ♡ 11

Information 14

新年のごあいさつ



山口県市町村職員共済組合
理事長
中村 秀明

新年あけましておめでとございませう。
組合員並びにご家族の皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私は、昨年12月に行われました組合会役員選挙において、引き続き理事長にご推挙いただき、その重責をお引き受けすることになりましたので、よろしく願います。

今年、保健施設「シーサイドパレス萩」が1月31日をもって営業を終了し、廃止となります。

平成7年8月に組合員やご家族の皆様の健康維持・増進のための施設として開業以来、多くの方々に支えていただきましたが、長引く景気低迷の中、独立採算経営が困難なためやむなく廃止することとなりました。これまで多くの組合員やご家族の皆様にご

新組合会議員・役員決まる

理事長に中村秀明 阿武町長を再選

任期満了に伴う組合会議員の選挙は、市町

長側議員が11月25日、職員側議員が同18日にそれぞれ行われ、次表の方が当選されました。

この改選に伴い、役員選挙が12月9日に行われ、新組合会議員の互選によって6名の理事(市町村長側3名・職員側3名)が選出され、この新理事の互選により、中村秀明阿武町長が理事長に再選されました。

また、各種委員会の委員も左記の通り決まりました。

市町村長が選挙した組合会議員

選挙区		氏名	
第一区	宇部市	久保田	后子
	防府市	松浦	正人
	岩国市	理事	福田良彦
	柳井市	井原	健太郎
	美祢市	村田	弘司
	光市	市川	熙
	和木町	理事	古木哲夫
	上関町	柏原	重海
	平生町	監事	山田健一
	阿武町	理事長	中村秀明
第二区			

市町村長が選挙した組合会議員



久保田后子
(宇部市)



監事
山田健一
(平生町)



理事
福田良彦
(岩国市)



理事
古木哲夫
(和木町)



理事長
中村秀明
(阿武町)



柏原重海
(上関町)



村田弘司
(美祢市)



井原健太郎
(柳井市)



市川熙
(光市)



松浦正人
(防府市)

利用いただき誠にありがとうございました。
 近年、共済組合の福祉施設の赤字経営について、新聞等で取り上げられ、公務員に対する風当たりが強さを痛感しております。このような状況下、保養所「防長苑」も組合会議員の皆様のお知恵もお借りしながら、健全経営をめざして努力してまいります。

短期給付事業につきましては、平成20年度に創設された後期高齢者医療制度が、平成25年度より新たな制度となることが決定しております。

しかし、厚生労働省案は、医療保険の財政健全化が高齢者医療見直しの必須条件となるなかで、財政負担は明確にされておらず、被用者保険の納付金の全額総報酬割での納付が提案されております。それにより共済組合の負担増となることが予想されます。本組合は昨年度、短期財源率を大幅に引き上げましたが、さらなる引き上げをせざるを得ない可能性もあり危惧しているところです。

その他、各種福祉事業についても厳しい社会経済状況のもとで、多くの課題をかかえておりますが、他の議員の皆様ともども、共済組合の健全運営と発展を図るため最善の努力を尽くす所存でありますので、皆様の相変わらずのご理解とご協力をお願い申し上げます。

年頭にあたり、各地方公共団体のご発展と、組合員とご家族の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

市町村長以外の組合員が選挙した組合会議員

選挙区	所属所名	氏名
第一区	岩国市水道局	理事 末松 晃一
	柳井市	酒井 正樹
	下松市	西村 徹也
	山口市	田中 克典
	周南市水道局	佐川 正英
第二区	宇部市	理事 中野 敏彦
	長門市	監事 榊本 康仁
	美祢市	理事 豊村 雄二
第三区	下関市	坪野 隆之
	周防大島町	大久保 弘史

各種委員会

◎総務委員会

市町村長側	職員側
市長 福田 良彦	中野 敏彦
市川 熙	佐川 正英
井原 健太郎	坪野 隆之

◎福祉事業運営委員会

市町村長側	職員側
会長 古木 哲夫	末松 晃一
久保田 后子	酒井 正樹
村田 弘司	西村 徹也
柏原 重海	大久保 弘史

◎保健・保養施設運営委員会

市町村長側	職員側
会長 古木 哲夫	豊村 雄二
松浦 正人	田中 克典
山田 健一	榊本 康仁

市町村長以外の組合員が選挙した組合会議員

				
酒井 正樹 (柳井市)	榊本 康仁 (長門市)	中野 敏彦 (宇部市)	末松 晃一 (岩国市水道局)	豊村 雄二 (美祢市)
				
大久保 弘史 (周防大島町)	坪野 隆之 (下関市)	佐川 正英 (周南市水道局)	田中 克典 (山口市)	西村 徹也 (下松市)

退職予定の皆さんへ

年金

年金の手続きについては、年齢や請求の有無により手続きが異なります。それぞれの場合ごとの提出書類は以下のとおりです。

なお、ここでは一般的な提出書類を掲載しています。退職後、再就職される場合などには、その他の書類を提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

退職

60歳未満の方の場合

- 退職届書 (所定の様式)
 - 履歴書 (所属所で作成)
- ※受給権発生時に、退職された所属所で年金の請求手続きをしていただくことになります。
※退職後、住所変更をされたときは、共済組合へご連絡ください。

60歳以上の方の場合

●60歳到達時に年金請求をしていない場合

- 退職共済年金決定・退職改定請求書 (所定の様式)
- 勤務状況等申告書 (所定の様式)
- 履歴書 (所属所で作成)
- 基礎年金番号通知書の写し 基礎年金番号を確認するために必要です。
- 年金加入期間確認通知書
組合員期間以外に「国民年金」や「厚生年金」等の他に公的年金期間がある方は、その期間を証明するために提出してください。(他の公的年金期間があり、その期間について年金を請求される方は、共済組合からこの通知書を発行しますので請求してください。なお、この通知書の発行には時間がかかりますので、お早めに手続きをしてください。)
- 年金証書の写し
既に他の年金を受け取っている場合は、ご提出ください。年金の種類と年金の算定月数がわかるように写しをとってください。
- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
在職中における「給与所得者の扶養控除等申告書」の代わりとなるものです。
- 普通預(貯)金通帳の写し
年金の振込口座を確認しますので、金融機関名と口座番号がわかるように写しをとってください。

●60歳到達時に年金請求をしている場合

- 退職共済年金退職改定請求書 (所定の様式)
- 勤務状況等申告書 (所定の様式)
- 履歴書(追加分) (所属所で作成)
- 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
在職中における「給与所得者の扶養控除等申告書」の代わりとなるものです。

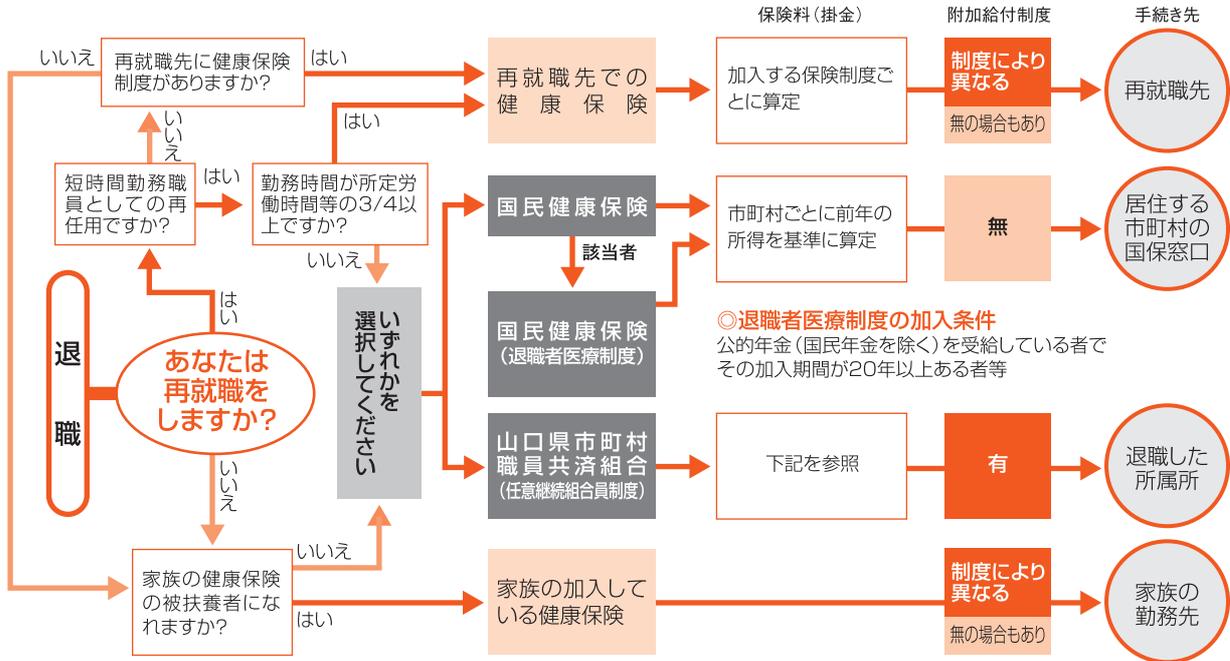
※「基礎年金番号通知書の写し」「年金加入期間確認通知書」「年金証書の写し」「普通預(貯)金通帳の写し」については、60歳到達時の年金請求の際にご提出いただいたものに変更又は追加がある場合に提出してください。

※年金の支給は、偶数月の15日(金融機関が休業日の場合は、その前営業日)になります。支給月の前月・前々月の2か月分を指定された金融機関の口座に振り込みます。なお、3月末日に定年退職される方の初回の支給は6月を予定していますが、添付書類の不足等の理由で遅れる場合もありますので、ご了承ください。なお、送金の通知書は原則として年2回(6月、12月)送付します。また、年金支給額等が変更された場合には、その変更が反映される支給月に随時送付します。

医療保険

医療保険制度については、退職後のみなさんの状況に応じて手続きが異なります。下図を参考にご検討のうえ、各制度に加入してください。

退職後の医療保険制度



- ◎退職後、フルタイム勤務職員として再任用される方は、引き続き共済組合の組合員の資格を有します。
- ◎附加給付制度とは、高額な自己負担額を軽減するものです。共済組合では、1人につき月に1医療機関での自己負担額が25,000円を超えた額を附加給付として返還しています。
- ◎退職者医療制度については、平成20年3月で廃止されましたが、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成26年度までは制度が存続します。
- ◎75歳(一定の障害状態にある方は65歳)以上の方については、長寿医療(後期高齢者医療)制度の被保険者となります。

任意継続組合員制度

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、退職後も共済組合の「短期給付」を受けることを希望するときは、最長2年間、任意継続組合員として組合員と同様の給付が受けられます。

1. 申請手続き 退職の日から20日以内に、退職した所属所の共済事務担当課を経由して共済組合に届けてください。

2. 掛金

AまたはBのいずれか低い額に下記の率を乗じた額が毎月の納付額となります。

A 平均給料月額 ※336,000円

B 退職する月の初日の給料月額

(ただし、組合員期間15年以上、かつ55歳以上で初めて退職する者は、退職する月の初日の給料月額×0.8)

短期掛金の率 ※ 112.5/1000

介護掛金の率 ※ 11.5/1000(40歳以上65歳未満の者から徴収する。)

※平成22年度の平均給料月額・掛金率です。平成23年度は変更されることがあります。

※共済組合のホームページに簡単に使用できる試算表機能を追加しました。詳しくは、今号共済だよりの12ページをご覧ください。

3. 資格喪失について

次の事由に該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

- ①任意継続組合員となった日から起算して、2年を経過したとき
- ②死亡したとき
- ③掛金を指定の払込期日までに払込まなかったとき
- ④他の共済組合、健康保険等に加入したとき
- ⑤任意継続組合員をやめる旨を申し出た月の末日が到来したとき
- ⑥長寿医療制度の被保険者となったとき

(注)月の途中で資格を喪失した場合、その月の掛金は原則として徴収しません。ただし、資格を取得した月と同じ月に資格を喪失した場合は、その月の掛金を徴収することになります。

その他退職の際に必要な手続き(所属所の共済事務担当課で手続きをしてください)

- 1 組合員証の返納 ●「組合員証」(「組合員被扶養者証」等も併せて)を「組合員資格喪失届書」に添付して返納してください。
- 2 共済貯金の解約 ●共済貯金をご利用の方は、退職されますと共済貯金に加入(継続)することはできません。●「積立貯金加入・変更・解約申込書」(様式第1号)を提出し、解約手続きをしてください。
- 3 貸付の償還 ●貸付をご利用の方は、退職時に全額償還となります。●償還方法(3月末退職の場合)
 - ①3月末までに、貸付残高の振込みを行う。
 - ②退職手当から、貸付残高を控除する。
) どちらかを選択し、3月初旬までにお申し出ください。

～ 被扶養者の資格調査を終えて ～

被扶養者の収入にご注意を!

昨年9月に行った被扶養者の資格調査は、組合員みなさんのご協力を得て、予定通り終了しました。今回の資格調査では、就職をされていたり、父母合算による基準額を超えていたり、給与収入が基準年額・月額を範囲を超えていて扶養認定を何か月も遡って取り消す事例が数多くみられましたので、その事例を紹介します。

なお、被扶養者の詳しい認定要件等については共済だより9・10月号に差込をしています『被扶養者のみなさまへ』をご覧ください。

ケース①

別居している長男がアルバイトをしていましたが、そのまま正規社員として採用され健康保険に加入していることが分かりました。

Point

特に、被扶養者が別居している場合に多いケースです。他の健康保険に加入された場合は、加入された時点まで遡って被扶養者の資格を取り消すことになります。遡る期間については期限がありませんので、ご注意願います。

ケース②

妻はパートで働いています。所得証明書では基準年額の130万円未満でしたが、調査では連続する12か月の給与収入が130万円以上となりました。

Point

被扶養者の基準年額(1,300,000円)は1月から12月までの1年間の収入(所得証明書の額)により判定するのではなく、連続した12か月を判定対象とするため、基準年額を超えていれば判定対象となった最初の月の初日に遡って被扶養者資格を取り消すことになります。

また、給与が3か月連続して基準月額(108,333円)を超えた場合も、超えた月の初日に遡って被扶養者資格を取り消すこととなります。

■実際に取り消した事例■

年 月	月額判定	給与月額	年額判定	前1年間の合計	
平成21年5月	○	101,300円	○	101,300円	
6月	○	95,400円	○	196,700円	
7月	○	98,000円	○	294,700円	
8月	○	108,000円	○	402,700円	
9月	○	103,800円	○	506,500円	
10月	○	104,700円	○	611,200円	
11月	×	110,300円	○	721,500円	
12月	×	120,900円	○	842,400円	
平成22年1月	○	106,700円	○	949,100円	
2月	×	110,400円	○	1,059,500円	
3月	○	107,700円	○	1,167,200円	
4月	×	130,300円	○	1,297,500円	平成21年5月から平成22年4月までの合計
5月	○	103,300円	○	1,299,500円	平成21年6月から平成22年5月までの合計
6月	○	105,900円	×	1,310,000円	平成21年7月から平成22年6月までの合計



月額をみて判定する場合は、バツが3か月連続していないので、認定取り消しの対象とはなりません。

平成21年7月からの12か月の合計が基準年額の130万円以上となってしまったので、平成21年7月1日に遡って認定を取り消すことになります。

ケース③

父母が被扶養者で認定当初の収入は年金のみで、それぞれ年間180万円未満、父母の年金の合計額は270万円未満です。

しかし、母がパートを始めたことにより父母合算による認定基準額を超えてしまいました。

Point

年金収入がある被扶養者の認定基準額は年間180万円です。しかし、父母がともに健在の場合は父母合算額が適用され、認定基準額の上限が父母あわせて年間270万円となります。

認定基準額の上限は、対象者の年齢、年金受給の有無などにより異なります。

■実際に取り消した事例■

認定当初は、父母それぞれ年間180万円未満の収入なので大丈夫です。また、父母合算額により判定しても年間270万円未満なので大丈夫です。

父 年金額	1,500,000円	母 年金額	600,000円	父母合算額	2,100,000円
-------	------------	-------	----------	-------	------------

母がパートを始めたことにより、パートの給与に対する基準月額をもとに母が認定基準内にあるかどうかも確認することになります。

$$(1,800,000円 - 600,000円) \div 12月 = 100,000円 \quad \text{【母の基準月額】}$$

更に、父母の年金額と母の給与の累計額を確認した結果270万円以上となった場合は、その時点で父母ともに被扶養者資格を取り消すこととなります。

年 月	父の年金	判定	母の年金	母の給与	判定	父母合算による収入累計額	判定
平成21年9月	1,500,000円	○	600,000円	0円	○	2,100,000円	○
10月				0円	○	2,100,000円	○
11月				0円	○	2,100,000円	○
12月				90,000円	○	2,190,000円	○
平成22年1月				90,000円	○	2,280,000円	○
2月				90,000円	○	2,370,000円	○
3月				90,000円	○	2,460,000円	○
4月				90,000円	○	2,550,000円	○
5月				90,000円	○	2,640,000円	○
6月				90,000円	○	2,730,000円	×
7月				90,000円	○	2,820,000円	×
8月				90,000円	○	2,910,000円	×

父の1年間の収入は年金の1,500,000円なので、認定基準を満たしています。

母の基準月額は100,000円なので、毎月の給与は基準月額を満たしています。また、1年間の収入についても認定基準内にあります。

父と母、個別にみると認定基準は満たしていますが、父母合算額による基準により判定した場合、基準年額の270万円以上となるため、平成22年6月1日に遡って父母の資格を取り消すこととなります。

最後に…

取消しの手続きが遅れた場合は、その間に医療機関等で受診された医療費のうち、窓口負担分を除いた共済組合負担分および附加給付等を遡って返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 所属所の共済組合事務担当課または共済組合保険課資格係 ☎ (083) 925-6142

入学貸付・修学貸付のご案内

申込締切
毎月20日
貸付金交付
翌月25日

入学・進級の時期が近づいてきました。
共済組合では、入学・修学に必要な費用の貸付けを行っています。無理のない返済計画を立てたうえで、所属所の共済事務担当課を通じてお申込みください。

区 分	入学貸付	修学貸付
対 象 と なる 学 校	・国内の学校 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 ・外国の学校 正規の教育課程の修業年限が1年以上あり、修学するコースの期間が3か月以上であるもの	・国内の学校 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 ・外国の学校 正規の教育課程の修業年限が1年以上あり、修学するコースの期間が3か月以上であるもの
対 象 と なる 費 用	組合員・被扶養者及び組合員の子の入学に伴う入学金・授業料・住宅賃貸料（修学貸付申込分を除く。）	組合員・被扶養者及び組合員の子の修学に伴う入学金・授業料・住宅賃貸料（入学貸付申込分を除く。）
貸 付 額	一の事由毎に、給料の6か月分（最高200万円）以内で上段対象費用の範囲内	・一の事由毎に1か月につき10万円以内で上段対象費用の範囲内（1年分最高120万円） ・修業年限を限度に単年度毎に貸付けを申込み。（同一事由年度内1回貸付けとし、年度内分割貸付けは行わない。） ※1月21日から3月22日（共済組合締切）までの間に申込みをすれば、新年度1年分を貸付け。4月（3月23日～3月末を含む。）以降の申込みは、申込月の翌月から当該年度の残月数分を貸付ける。（例：4月申込みの時、5月～翌年3月の11か月分最高110万円まで）
申 込 時 期	当該合格通知書を受取った時から入学する月までの間	毎月（上段の※に注意）
申 込 書 に 添 付 す る 書 類	・合格通知書又は入学許可書 ・入学案内書等（入学金・授業料が確認できるもの） ・賃貸契約書（家賃分を貸付申込みする時のみ）	・入学許可書（入学前の申込みの時）又は在学証明書 ・入学案内書等（入学金・授業料が確認できるもの） ・賃貸契約書（家賃分を貸付申込みする時のみ）
貸 付 利 率	変動利率 2.66～4.36%（平成23年1月1日現在の適用利率は2.66%。償還利率は、貸付債権共同保全保険料の一部負担金率0.06%を上乗せして、2.72%となります。）	・被扶養者でない子に係る申込みの場合は、組合員との続柄がわかるもの（戸籍抄本又は住民票）
償 還 方 法	・貸付けの翌月から、元利均等償還 ・貸付申込時に、「毎月償還」と「毎月・賞与償還併用」を選択（後からの変更はできません。）	・修学中は、毎月利息のみ償還（据置期間） ・卒業の翌月から、元利均等償還 ・貸付申込時に、「毎月償還」と「毎月・賞与償還併用」を選択（同一事由による借増の場合は、最終貸付申込時に選択した方法で元利均等償還。後からの変更はできません。） ※留年等による据置期間の延長はしません。退学等した場合は、元利均等償還を開始していただきます。

平成23年4月に2年制の学校に入学し、貸付けを利用した時の例

平成23年4月入学

入学貸付

最高200万円	入学月を過ぎると申込不可能
200万円の元金・利息償還	

平成23年4月入学

平成24年4月進級

平成25年3月卒業

修学貸付

1年次分貸付申込 最高120万円	2年次分貸付申込 最高120万円	卒業予定年月の翌月から 元利均等償還
120万円の利息償還	240万円の利息償還	240万円の元金・利息償還

お問い合わせ先 福祉課貸付係 ☎ (083) 925-6551

平成23年度の人間ドック助成事業

申込方法

1月上旬に「人間ドック利用申込書」を対象者に配布しますので、期日までに所属所の共済事務担当課へご提出ください。(締切りは所属所によって異なります。)

助成の対象者および費用の負担割合等

区分	助成対象者 (平成23年度到達年齢)	費用の負担割合 (平成23年度予定)	
		共済組合助成額	受診者負担額
一泊二日	40歳以上の組合員	契約料金の6.5割 ただし、2万5千円を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合助成額をこえる部分 ・契約に含まれない任意検査費用
日帰り	30歳以上の組合員	契約料金の5割 ただし、1万5千円を限度とする。	
	30歳以上の被扶養配偶者	契約料金の5割 ただし、1万5千円を限度とする。	

注意事項

- ・任意継続組合員は対象とならないため、今年度末に退職予定の方は申込できません。
- ・共済組合申込締切日以降の申込は受け付けられませんので、忘れずに手続きしてください。
- ・契約料金等は、利用申込書とあわせて配布する「平成23年度人間ドック健診料金等一覧表」をご覧ください。
- ・共済組合助成額が助成限度額をこえない場合は、その額が助成額となります。
- ・人間ドックの受診結果について、健診機関から共済組合へ提供することに同意されない場合は、申込できません。
- ・助成対象者の年齢は平成23年度中に到達する年齢とし、該当年齢に到達しない場合は申込できません。
- ・在職派遣職員は助成対象となります。ただし、退職派遣者は対象とならないため申込できません。
- ・各健診区分に含まれる検査項目は、各健診機関によって異なる場合があります。項目等詳細については共済事務担当課へお尋ねください。
- ・人間ドック助成事業により共済組合および健診機関が取得した個人情報は、山口県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程および各健診機関と取り交わした契約により保護されます。

人間ドック健診スケジュール

平成23年1月上旬	「平成23年度人間ドック利用申込書」等の送付 (所属所の共済事務担当課あて)
//	各所属所・募集開始 (開始日は所属所によって異なります。)
	各所属所・申込締切 (締切日は所属所によって異なります。)
2月中旬	共済組合への申込書提出締切 (共済組合必着)
3月上旬	共済組合で申込資格審査を行った後、健診機関および所属所へ通知
3月下旬以降	医療機関から、所属所の共済事務担当課を通じて、健診日程の調整
健診日決定後	所属所の共済事務担当課から、健診グッズおよび「受診のご案内」を交付
健診日当日	組合員証 (保険証) 等を持参 共済組合助成額を除く費用については、健診日当日に健診機関に支払い

40歳以上76歳未満の組合員および被扶養配偶者の受診

特定健診の対象となる者が人間ドックを受診した場合、特定健診を受診したとみなします。
そのため、人間ドック利用申込をされた被扶養配偶者の方には特定健診受診券を発行しません。

平成21年度の結果を国に報告しました

特定健診の受診率	71.7% ／目標70% <small>(表中A) (目標値)</small>
特定保健指導の終了者	2.4% ／目標15% <small>(表中B) (目標値)</small>

ご協力をいただきまして、特定健診の受診率は目標値を達成しました。

このうち、組合員については勤務先の健康診断や人間ドックの結果を特定健診の結果にかえることとしており、受診率は91.9%となりました。被扶養者（任意継続組合員とその被扶養者を含む）については受診券を配布してお近くの契約機関で受診していただくこととしており、受診率は28.0%となっています。被扶養者の受診率をあげていくことが、今後の課題となっています。

特定保健指導については、地域によって利用できる指導機関の数に格差があることなどから、利用券を近くの指導機関で使用するほか、業者と契約し、職場内に設定した会場へ特定保健指導者を派遣する方法を試験的に行い約30名にご利用をいただきました。特定保健指導の利用案内が遅くなったため、実際には21年度の国への報告までに共済組合に最終報告が到着していない利用者も何名かおられます。これらのデータは次年度に報告することとなっています。しかし、これらの数を含めても目標値と乖離があることから、利用の案内方法を検討していくこととしています。

集計事項		21年度	20年度
全体事項	① 特定健康診査対象者数	14,333人	14,613人
	特定健康診査の対象となる被扶養者の数	4,260人	4,423人
	② 特定健康診査受診者数	10,273人	8,679人
	A 健診受診率	71.7%	59.4%
	③ 評価対象者数	10,279人	10,456人
特定保健指導に関する事項	特定保健指導（積極的支援）の対象者数	1,402人	1,361人
	④ 特定保健指導（積極的支援）の対象者の割合	13.6%	13.0%
	特定保健指導（積極的支援）の終了者数	42人	8人
	特定保健指導（動機付け支援）の対象者数	750人	774人
	④ 特定保健指導（動機付け支援）の対象者の割合	7.3%	7.4%
	特定保健指導（動機付け支援）の終了者数	9人	10人
	特定保健指導の対象者数（小計）	2,152人	2,135人
	⑤ 特定保健指導の終了者数（小計）	52人	18人
B 特定保健指導の終了者（小計）の割合	2.4%	0.8%	

- ① 特定健康診査の対象となる者は、共済組合の組合員および被扶養者（任意継続組合員とその被扶養者を含む。）のうち、平成21年度に40～74歳に到達する者（妊婦等、一定の要件に該当する者を除く。）
- ② ①のうち、特定健診の定められた項目をすべて完了した者
- ③ ②の者に加え、全ての健診は受診できなかったものの、階層化が可能な対象者も含んだ数
- ④ 国の推計では40～74歳の発生率は積極的支援11.5%、動機付け支援13.4%
- ⑤ 特定保健指導を終了した者のうち、共済組合に10月までに報告があった者

平成22年度の目標は特定健診受診率77.8%、特定保健指導実施率25%

平成22年度の特定健診については、10月末の時点で約5,300名の受診データを受領しています。特定保健指導については契約指導機関で利用できる特定保健指導利用券を対象者全員に順次配布しているほか、指導者を職場へ派遣する方法による面談（100人程度を予定）を行っています。

共済組合ではこれからも制度のご案内や特定保健指導の方法など工夫して参りますので、平成24年度の目標値、特定健診受診率80%・特定保健指導実施率45%達成に向けて、引き続きご協力をお願いします。



年金学校 初心者教室



大切なご家族と一緒に確認してください。

今回は、遺族共済年金について勉強します。

遺族共済年金は、組合員または組合員であった者が次の①～④のいずれかに該当して死亡した場合、その者によって生計を維持*1していた遺族に支給されます。

長期要件 ……死亡した組合員自身の組合員期間等*2が25年以上あると退職共済年金の受給資格を満たします。

①退職共済年金の受給権者またはその受給資格期間を満たした者が死亡したとき

短期要件 ……死亡した組合員自身が退職共済年金の受給資格を満たしていなくても遺族共済年金の受給権が発生します。
(組合員期間等が25年未満)

<注意!> ただし短期要件の場合は、他の年金の遺族給付を受給することはできません。>

②組合員が在職中に死亡したとき

③組合員であった者が、退職後に、組合員であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき

④障害等級が1級または2級の障害共済年金の受給権者が死亡したとき

※1 原則として、同居し、かつ、恒常的な収入が年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる者

※2 組合員期間等とは、共済年金・厚生年金・国民年金等の公的年金の加入期間をいいます。

Q 誰が遺族共済年金を受給できますか?**A** 主に配偶者となりますが、遺族の範囲や順位は以下のとおりです。

遺族の範囲と順位

- ① 配偶者と子(子の場合は18歳の年度末までの未婚の子、または障害等級が1級・2級の障害の状態にある子に限られます。)
 - ② 父母
 - ③ 孫(18歳の年度末までの未婚の孫、または障害等級が1級・2級の障害の状態にある孫に限られます。)
 - ④ 祖父母
- <注意!> 孫がその親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。>

代表的な算定例

・子のある妻	遺族共済年金 = 退職共済年金 × 3/4	【遺族基礎年金も支給】
・子のない30歳未満の妻	遺族共済年金 = 退職共済年金 × 3/4	【5年間限定】
・子のない40歳以上65歳未満の妻	遺族共済年金 = 退職共済年金 × 3/4 + 中高齢寡婦加算(公務員期間が20年以上で加算)	
・65歳以上の妻	遺族共済年金 = 退職共済年金 × 3/4 + 経過的寡婦加算(公務員期間が20年以上で加算)	【老齢基礎年金も支給】
・60歳未満の夫	遺族共済年金 = 退職共済年金 × 3/4	【60歳まで全額停止】

注意) 子がある、ないは、①の状態にある子がいるかないかで判断します。

◆ワンポイントアドバイス

- ・遺族共済年金は、死亡した組合員や元組合員の退職共済年金の3/4になります。
- ・子のない40歳以上65歳未満の妻に加算される中高齢寡婦加算額は、年額594,200円です。(H22年度の額)
- ・65歳以上の妻に加算される経過的寡婦加算は、妻が昭和31年4月1日以前に生まれた場合のみ加算されます。(最高で594,200円で生年月日により徐々に減額されます。例:昭和29年5月生まれ=39,700円)
- ・子のある妻には、国民年金の遺族基礎年金も支給されます。
(例:子が1人いる妻は、基本額792,100円 + 加算額227,900円で年額1,020,000円)
- ・夫や父母が受ける遺族共済年金は、60歳になるまで全額停止となります。60歳以降は停止解除となりますが、自身の老齢(退職)年金や障害年金がある場合は併給調整となります。
- ・在職中に死亡した場合で、組合員期間等が25年未満の方は、組合員期間を25年とみなして計算します。(短期要件)

遺族共済年金の算定のもと、退職共済年金の額ですので、共済だより7.8月号に掲載しました「地共済年金情報webサイト」の試算額を目安にご確認ください。
<https://www.chikyonenkin.jp/>

○疑問・質問・ご意見をお寄せください○

〒753-8529

山口市大手町9番11号

山口県市町村職員共済組合
年金課電話 083-925-6550
FAX 083-921-1228

次回予告

Aさん一家の遺族共済年金

自習をされる方は全国市町村職員共済組合連合会ホームページの年金給付事業をご覧ください。

売払いを決議
11/2組合会

保健施設 シーサイドパレス萩

落札者は医療法人
老人・介護施設へ

11月2日に開催された第3回組合会において、保健施設「シーサイドパレス萩」を有料老人ホーム及び居宅介護事業所としての活用計画を有する「医療法人水の木会」に2億5千1百万円（建物に係る消費税を含む。）で売り払うことが議決されました。

これを受け、11月15日に落札者との不動産売買契約を締結し、今年3月を目処に引渡しの準備を進めることとなりました。

平成7年8月に開業して以来、組合員やご家族のみなさんを始めとし多くの方々に支えられてまいりましたが、いよいよ今月末までの営業をもって閉館することとなります。職員一同、みなさんのこれまでのご愛顧に心より感謝申し上げますとともに、最後までみなさんのお越しをお待ちしております。

「シーサイドパレス萩」の営業は
平成23年1月31日(月) 午後2時で終了し、閉館します。

資格係からののお知らせ

◎組合員証(保険証)等の様式変更について

臓器の移植に関する法律の一部が改正されたことにより、臓器提供意思表示カードにある記載項目を組合員証等の裏面に設ける様式改正が行われました。

しかし、経過措置として、旧様式の組合員証等の在庫を抱えている場合は、有効利用の観点から、在庫が無くなるまでの間、旧様式による組合員証等の交付ができるとされており、皆さんが現在お持ちの組合員証等についても、そのまま使用できるとされています。

以上のことから、本組合の対応として平成24年度までは旧様式での対応とします。平成24年度に全組合員と被扶養者を対象に、一斉検認(更新)をし、新様式の組合員証等に切り替える予定にしています。

◎任意継続掛金試算表の提供について

共済組合の任意継続組合員掛金の試算が簡単にできるようにホームページに機能を追加しました。

退職を考えていらっしゃる方、退職が間近の方など利用してみてください。

◎Aを選択すると、直接、試算表にいけます。

◎Bを選択すると、「退職したとき」のページにいけます。その後、「退職後の医療保険制度」、「任意継続組合員の制度」に進んでいくと、試算表にたどり着けます。

こちらから試算シートに入れます!

お問い合わせ先
所属所の共済組合事務担当課または
共済組合保険課資格係
☎ (083) 925-6142

ライフ山口だより

問い合わせ先

有限会社 ライフ山口

〒753-0072
 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階
 TEL:083-925-2128
 FAX:083-925-2161
 メールアドレス:ym212@lime.ocn.ne.jp

「遺族サポートロング等」退職後継続のご案内

「遺族サポートロング」にご加入頂くことで、現在ご加入の内容を69歳まで継続可能になりました!!

60歳(退職)
69歳

退職後制度加入のイメージ

在職中に「遺族サポートロング」に加入することで、退職後も下記の通り継続加入が可能となります。

保障内容	遺族サポートロング ※69歳まで継続可能
死亡・高度障害	医療保障保険 ※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能
病気・けが(災害)	総合医療サポート ^{※1} ※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能
三大疾病	重病克服支援プラン ※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能

退職後制度の特長

① 遺族サポートロングに加入することにより、退職しても69歳まで継続可能^{※2}となります。

② 生存給付^{※3}も併せて継続可能となります。

③ 退職後も配当金^{※4}を受取れます。

※1 総合医療サポートは集団無配当医療保険(生命保険部分)と医療保険(損害保険)をセットしたものです。生命保険部分と損害保険部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
 ※2 定年退職・早期退職ともに退職後継続可能です。
 ※3 生存給付:医療保障保険・総合医療サポート・重病克服支援プラン
 ※4 「遺族サポートロング」「医療保障保険」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。「総合医療サポート」「重病克服支援プラン」には配当金はありません。

◆それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご覧ください。

退職後継続の流れ(平成23年3月末退職の場合)



「一時払退職後プラン」のご案内

「一時払退職後プラン」は在職中に「遺族サポートプラン」にご加入されていた方が、ご退職後にご加入いただける制度です。^{※5}

退職後加入のイメージ



◆一時払の保険料で保障が一生続きます!!

◆無告知、無診査でご加入頂けます!!^{※6}

3月末退職の場合、ご加入日は5月1日になります。

中途解約した場合に解約返戻金を受けとることができます。経過年数別の受取金額は記載の通りです。

例えば、60歳男女の一時払い保険料 300万円の設定

経過年数	一時払退職後プラン			
	解約返戻金(万円) ^{※7}		死亡・高度障害保険金 ^{※8}	
	男性	女性	男性	女性
1年	約 298.6	約 298.8	約 385万円	約 412万円
2年	301.3	301.8		
3年	304.1	305.0		
5年	309.9	311.4		
10年	324.0	327.8		
20年	349.5	360.2		

退職金等の資金活用に!!

※5 脱退した団体契約における被保険者期間が脱退日直前まで継続して2年を超えていること
 ※6 ア) 遺族サポートプランを脱退した日から1ヶ月以内の加入であること
 イ) 申込の保険金額が、遺族サポートプラン脱退時の保険金額以下であること
 ※7 解約返戻金の額は契約年齢、契約年数等によって異なります。ただし、ご契約後短期間で解約された場合、お払込保険料を下回ることがあります。
 ※8 記載の保険金額等は、パンフレット作成時点(2007年4月2日現在)の基礎率により計算されています。実際の保険金額等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額等も改定されることがあります。
 ◆それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご覧ください。

新年だ 共済貯金に 加入！加入！

利率(半年複利)
年1.1%
(税引後0.88%)

共済積立貯金に加入するには・・・

積立貯金加入・変更・解約申込書を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。毎月10日共済組合必着で、翌月の給料から積立開始となります。

共済積立貯金の詳細については、共済だより2010年4月号や共済組合ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

所属所の共済事務担当課または
共済組合福祉課貯金係
☎ 083-925-6551

定時積立
給料から天引きして積み立て(千円の整数倍)

臨時積立
期末・勤労手当から天引きして積み立て(千円の整数倍)

随時積立
希望するときに希望する額を積み立て
(万円の整数倍)
山口銀行本支店の窓口から専用の
振込用紙を使って振り込み

病気の悩み、育児や介護の不安、薬の疑問、医療・福祉機関の情報など・・・
健康について、困ったとき、知りたいときは、まず電話してください。

電話健康相談

プライバシー
厳守！

0120-876-898

年中無休・24時間いつでも相談できます。
相談料・通話料(携帯も)とも無料です

Eメールでの相談もできます。

山口県市町村職員共済組合のホームページのトップページ『共済健康相談室』のバナーをクリックしていただき、ID 876898 でログインしてご利用ください。

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	1月7日(金)	1月31日(月)
	1月25日(火)	2月15日(火)
	2月10日(木)	2月28日(月)
	2月25日(金)	3月15日(火)
解約	1月7日(金)	1月31日(月)
	2月10日(木)	2月28日(月)

共済組合の行事(1月～2月)

- 職員側議員協議会
1月21日(金) 防長苑
- 理事協議会・組合会議員全員協議会
2月21日(月) 防長苑

正解者の中から抽選で
10名様に
図書カード1,000円分を
差し上げます。

1		2		3	4		5	6	
				7		8			
9			10			11			12
		13			14		15		16
	16					17		18	
19					20		21		
22			23	24			25	26	
		27				28			
29	30				31				
32									33

頭の体操!!

クロスワードパズル

クロスが解けたらA~Eを順に並べてください

● 応募方法 ●

ハガキ又はFAXに右記のとおりご記入の上、ご応募ください。(1人1通まで)

● 応募先 ●

〒753-8529
山口県山口市大手町9-11
山口県市町村職員共済組合
総務課 企画係

FAX 083-921-1228

● 締め切り ●

2/10 (木) 必着

※お寄せいただいたご意見等については今後の共済事業運営の参考とさせていただきます。

● 答え ●

○○○○○

● 住所 ●

● 電話番号 ●

● 組合員名 ●

● 応募者名(続柄) ●

● 所属所名 ●

● 組合員証記号番号 ●

● 共済事業に対するご意見・ご感想 ●

**「クロスワードパズル」
プレゼント当選者発表**

応募総数 100通

正解 100通

抽選により当選者を決定しました。

当選者には1月中旬までに賞品をお送りします。お楽しみに!

〈前回の答え〉 **ボウネンカイ**

ネ	チ	ケ	ツ	ト	ツ	レ	ス
ン	ン	シ	カ	ノ	シ	マ	
キ	リ	シ	マ	ラ	ク	ン	ク
シ	ユ	ウ	ガ	ク	リ	ヨ	コ
ド	ウ	ン	リ	ヨ	ウ	カ	
ツ	イ	テ	ン	ウ	パ	イ	
ジ	ツ	ケ	ン	オ	ア	シ	ス
ポ	ト	ム	ハ	ラ	ン	ポ	ス
ー	リ	キ	シ	ジ	ユ	ー	ル
ル	ス	フ	カ	ク	ミ	ト	メ

クロスワードパズル当選者

- 組 岡田 秀明 (宇部市)
 - 組 林 和彦 (宇部市)
 - 組 長合 保典 (田布施町)
 - 組 弥益久美子 (下松市)
 - 組 境 浩二 (岩国地区消防組合)
 - 組 石丸 守 (防府市)
 - 組 小川 孝博 (岩国市)
 - 組 牧田むつ子 (岩国市)
 - 組 藤本 美佳 (下関市)
 - 組 吉國 奈美 (光市病院局)
- (順不同・敬称略)

- 33 留学して経歴に○がつきました。
- 32 ○○○○○に乘せられてつい買ってしまった。
- 31 春夏秋冬そしてまた春：自然の○○○○。
- 29 ○○○側の席だったので景色がよく見れませんでした。
- 28 停車駅が少ない○○○○電車。
- 27 魚・肉・野菜を一本で切ることができる○○○○包丁。
- 25 明日は雪が降りそうなので○○○○を交換しておこう。
- 23 手がかりはないけど、いろいろ試してみたら、暗○。
- 22 うかつにも○○の尾を踏んでしまいました。
- 20 つかまえた魚などを飼って○○。
- 19 世界的に活躍したオーストラリアの指揮者。
- 18 ストレスや睡眠不足はタイエットの○○です。
- 16 主張がはっきりしている○○。
- 15 コンタールのピアノ○○で優勝しました。
- 13 紀州ともいいます。
- 11 本やチケットなどの○○○○サービス。
- 9 素粒子の研究でノーベル賞も。
- 7 状況に応じてあっちにフリン...
- 5 自動車産業が盛んです。
- 1 昔は1月15日でした。

ヨキーワード

タテキーワード

- 1 立春の前日。
- 2 ○○○○○で歴史ある町並みをめぐりました。
- 3 堅苦しい○○○○四面のあいさつ。
- 4 気どつていて嫌な○○。
- 5 台本にないせりふ。
- 6 ヤマネコのいる○○○○島。
- 8 諸國を漫遊したといわれる○○黄門。
- 10 パリの名所。
- 12 踊り上がって喜ぶこと。
- 14 映画の○○○○はつい旧作と比較してしまいます。
- 16 ○○○浜は阿知須に広がる干拓地。
- 17 ○○○のこいに顔をやりました。
- 19 ローマ教皇を中心とするキリスト教の教派。
- 21 いま人気のヘア○○○○。
- 24 上下逆になっています。
- 26 石の多い波打ち際。
- 27 頻繁に更新する日記などのサイト。
- 28 内閣が開く会議。
- 30 福は○○。

編集後記

忘年会やお正月の暴飲暴食で成長してしまった私...
体が重い、服がきつい、新年のちかい(去年も同じだったかも...)は健康的にダイエットを目標にがんばりたいと思います。
今のひそかなマイブームは金時しょうがで体を温めて基礎代謝アップです。(S・Y)

今年はおうさぎ年ですね。前回のうさぎ年といえば、1999年。世紀末だノストラダムスだと、おようさぎのイメージとかけ離れた物騒な話題で盛り上がっていたような気がしますが、さて、今年はどうでしょうか? 明るい話題の多い年になるといいですね。
今年も共済だよりをよろしくお祈りします。(M・H)

組合の現況

平成22年12月7日 現在



組合員/男
11,166人



組合員/女
5,476人



組合員/合計
16,642人



任意継続組合員
459人



被扶養者/男
7,035人



被扶養者/女
12,008人



被扶養者/合計
19,043人

2.4(金)~2.26(土) 定休日:月曜日

18:00~20:45
(20:30 オーダーストップ)

日曜日は 17:00~20:00
(オーダーストップ19:45)

旬感ダイニング

バイキングスタイル・フリードリンク
和食、洋食、中華、イタリアン、デザートetc
生ビール・日本酒・焼酎・ワイン・梅酒・ウイスキー・ソフトドリンク

要予約1/8~

大人 中学生以上	¥4,000
小学生	¥1,500
幼児 3歳以上	¥500

さらにお得
宿泊プラン
(宿泊利用助成券使用后)
平日 ¥500(朝食付)
金・土・祝前日 ¥2,000(朝食付)

得イベント!!

曜日限定プラン
曜日ごとに
ステキな特典を
準備してます

得1
ゲームで
景品が当たる!
全員参加のゲームで
お楽しみください

得2

「フランス料理の夕べ」
¥7,000(予約制) 3/4(金)・3/5(土) 2日間開催予定

山口県市町村職員共済組合

〒753-0077 山口市熊野町4-29



防長苑

TEL. 083-922-3555